

## 豊橋西高校の生徒心得について

### I 欠席・遅刻・早退等

- (1) 正当な理由がなく欠席・遅刻・早退・欠課をしない。また、始業時から終業時までには許可なく校外へ出ない。
- (2) 止むを得ず欠席・遅刻・早退をする場合は、原則として保護者がClassiを用いて連絡する。
- (3) 遅刻した場合は、入室許可証を職員室で受け取り、署名または捺印をもらい教室に入る。
- (4) 早退・外出の場合は、担任（副担任）から許可証をもらい校外に出る。（帰宅したら、その旨を学校に連絡する。）

### II 登下校

通学時には制服を着用し、交通ルールを守り、事故のないよう心掛ける。

#### (1) 自転車の利用

- ① 自転車通学希望者は、自転車通学届を提出し、自転車検査を受ける。
- ② 許可マークのステッカーをよく見えるところに貼付する。
- ③ 自転車には防犯登録をする。
- ④ 傘さし運転、二人乗り、無灯火、一時停止違反、信号無視、運転中の携帯電話、イヤホン使用等の道路交通法に違反する行為はしない。
- ⑤ 雨天時は、カッパを着用する。
- ⑥ 自転車は指定された場所に整頓して置く。
- ⑦ スポーツバイクは、必ずスタンドをつける。
- ⑧ スピード抑制機能のない電動アシスト自転車での通学は許可しない。
- ⑨ ライトやブレーキ等の故障がないよう留意し、常に整備しておく。
- ⑩ 盗難防止のため、ツーロックを心がける。

※愛知県では、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されています。また、道路交通法の改正により、ヘルメット着用が努力義務化となっています。命を守るためにもヘルメット着用を心がけましょう。

#### (2) 公共交通機関の利用

- ① 車内道徳を守る。
- ② 登校には余裕を持って早めの時間のものを利用する。

### III 身だしなみ等について

#### (1) 頭髪

西高生としての誇りを持ち、爽やかに品位ある髪型を心がける。（入試や就職試験に行けるような身だしなみを心がける。）

#### (2) 制服

- ① スラックスの場合  
ジャケット、ネクタイ、長袖シャツ、半袖シャツ、セーターは本校指定のものに限る。
- ② スカートの場合  
ジャケット、ベスト、プリーツスカート、長袖シャツ、半袖オーバーブラウス、セーターは本校指定のものに限る。

#### (3) 服装の期間

- ① 以下に各制服の着用期間を定めるが、気候に応じてその都度連絡する。  
冬服期間 ～5月10日、11月1日～  
合服期間 5月11日～6月30日、9月16日～10月31日  
夏服期間 7月1日～9月15日
- ② 式典時は、正装とする。

#### (4) 靴、鞆等

- ①靴は高校生らしい運動靴又は革靴を使用する。
- ②通学用鞆は登下校での使用を前提に、高校生らしく安全性の高いものとする。
- ③スリッパは学年別に色分けした規定のものを使用する。
- ④靴下は、白・紺・黒・グレーを基調とした、華美でないものとする。
- ⑤ベルトは、華美でないものとする。
- ⑥ピアス・エクステ・カラーコンタクト等の装飾品は禁止とする。
- ⑦化粧・マニキュアは禁止とする。

#### (5) 防寒具

- ①防寒具を使用する場合は、華美でなく、制服に合う以下の条件を満たすものとする。  
ア コート・ダウン・ウインドブレーカー  
イ 上記以外（パーカー・フーディ・トレーナー等）は前開きのものに限る。
- ②マフラー・ネックウォーマーは屋外のみで着用する。
- ③ストッキングは、ベージュ・黒・紺色で華美でないものとする。

#### (6) 携帯電話・スマートフォン等の通信機器

敷地内は携帯電話・スマートフォン等の通信機器の使用を一切禁止とし、電源を切った状態にして鞆の中に入れておく。ただし、保護者送迎や緊急を要する場合は、教員の許可を得て使用することができる。

#### (7) 異装許可願

止むを得ない事情で制服以外の服装を着用する場合は、担任を通して「異装許可願」を提出し、許可を受ける。

#### 生徒心得の改定について

令和5年度から、以下の手順で生徒心得を改定している。

- (1) P T A 常任理事会・理事会、生徒会定例会にて、見直しが必要とされる事項について意見を聴取する。
- (2) (1)の意見をもとに、生徒指導部会、学年会、運営委員会にて審議する。
- (3) 職員会議で承認を受ける。
- (4) 生徒心得を改定する。